

法令理解の自己点検

# 正しい「いじめ」の認知のためのチェックリスト

この点検は個人が特定されることはありません。  
また、個人の評価に利用されることもありません。職員全体の法令の理解、及び日頃の取組状況を確認し、見直していただくためのものです。

実施方法

以下の質問に現在の認識から回答してください。

はい、又は正しい・・・1 いいえ、又は正しくない・・・0で回答してください。

No	質 問	回答欄
1	いじめ防止対策推進法では「いじめとは一方的かつ継続的に行われ、深刻な被害を受けているもの」と定義している	
2	教職員は、児童生徒からいじめにかかる相談を受けたら、その教職員がすぐに加害と思われる児童生徒に聴き取りを行うなど事実確認を行った上で、いじめ対策組織（いじめ対策推進教員やいじめ担当の教員、管理職等）に報告を行うことになっている	
3	教職員は、児童生徒からいじめにかかる相談を受けたら、加害と思われる児童生徒に聴き取りなどを行う前に、すぐにいじめ対策組織（いじめ対策推進教員やいじめ担当の教員、管理職等）に報告を行わなければならない。	
4	学校はいじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための措置を講ずることができる	
5	学校はいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであっても、逮捕される可能性がない場合は加害となった生徒を守るために、警察署に情報提供するなど連携する必要はない	
6	学校が重大事態ではないと判断していても、保護者から重大事態であるとの申し立てがあった場合は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（第三者委員会による調査など）を行わなければならない	
7	いじめを受けた児童生徒が、いじめを理由に学校に登校できない状態が一定期間続いた場合、いじめの重大事態となる	
8	子どもというのは、いじめたり、いじめられたりしながら成長していくものだと思う	
9	いじめを起さないようにという点からも、「分かる授業」を進めることが大切である	